

## 1. 育児不安とは

育児不安とは、「育児ないし育児行為から喚起される漠然とした恐れ of 感情」です(住田・中田, 1999)。しかし、その内容は複雑に絡み合っています。大きくは、(1)育児についての一般的な不安、(2)子どもの成長・発達に関する不安、(3)保護者自身の育児能力に関する不安、(4)育児の負担感・束縛感による不安、に分けられます。この講座では、子どもの成長・発達に関する不安を中心に述べますが、単独の不安ではなく、不安は相互に関連し合うことを念頭に保護者の不安に向き合う必要があります。

育児とは子どもの幼い命と向き合うことです。生活全般にわたって常に注意を払わなくてはなりませんから、そのために様々な不安が生じます。これが「一般的な不安」です。また育児は子どもの成長・発達を見守るのですが、これに明確な基準はなく、何らかの支援を要する場合があります。そのため、子どもが順調に発達しているかという不安が常につきまといまいます。これが「成長・発達に関する不安」です。これは同時に保護者自身が子どもに上手に関わっているかという不安を喚起します。これが「育児能力に関する不安」です。また、保護者には様々な責任があります。親の看護や介護、就労、など自分の時間と労力を適切に振り分けなくてはなりません。育児に割く時間と労力、金銭的な負担が多く余裕がない生活ですと、育児に負担感や束縛感をいただきます。これが、「育児の負担感・束縛感による不安」です。

先にも述べましたが、育児不安とは「漠然とした恐れ of 感情」です。保護者は何に不安を感じ、その不安解消のために具体的にどうしたらよいか、明確に判断できなくなっていることがあります。特に、子どもの「成長・発達に関する不安」があると他の不安も喚起し、子育てが辛くなります。そのため、様々な発達支援や育児相談のシステムが用意されています。

本稿では、「成長・発達に関する不安」に対して国の取り組みと自治体のサポート体制を見ていきます。

## 2. 国の取り組み

我が国の子どもの成長と発達を支えるシステムで特筆すべきは、母子健康手帳と乳幼児健康診査です。これらは母子健康法に基づいています。

### 母子保健法

母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進を図るため、母子保健に関する原理を明らかにするとともに、母性並びに乳児及び幼児に対する保健指導、健康診査、医療その他の措置を講じ、もつて国民保健の向上に寄与することを目的として制定された法律です。この法律により、母子健康手帳が発行されたり、乳幼児健康診査が行われたりしています。

#### (1) 母子健康手帳

母子健康手帳は、妊娠期から産後まで、新生児期から乳幼児期まで一貫して、母子の健康の記録を、医療関係者と保護者が記載し管理する非常に優れた母子保健のツールです。

#### (2) 乳幼児健康診査

母子健康手帳の保護者の記録(成長発達の確認項目)を参考とし、発達状況等を確認するとともに、実施した健康診査の結果について同手帳に記入するとされています。この成長発達の確認項目が、ある時点の「できる」「できない」を回答する形式となっているので、発達が遅れがちな子どもをもつ保護者には負担になる場合があります。そのため、乳幼児健康診査に継続相談を設定している自治体が多くあります。

## 3. 自治体の取り組み

母子保健法を受けて、自治体では様々な相談支援体制を用意しています。子どもの成長・発達について、必要以上に不安になって堅苦しい子育てになるのも問題ですが、子どもの現状や自分の不安の根源を見据えることができずに悩みを深くしてしまうことも問題です。そこで自治体は、保護者が気楽に相談できるよう、様々な場で相談事業を展開しています。

### **(1) 子育て相談**

誰でも子育てには戸惑いますし悩みはつきものであるという立場から、様々な相談システムが用意されています。地域の児童館、保健センター、教育センター、児童発達支援センター、児童相談所などで、相談を受けつけています。

地域の児童館は誰でも日常的に利用するので、保護者は相談しやすいようです。また、乳幼児健康診査を行っている保健センターは、子どもの成長・発達に関する記録がありますので、継続的な相談が可能です。子どもに特別な支援が必要な場合には、教育センター、児童発達支援センター、児童相談所などが対応します。

また、電話相談、面接相談など保護者が自分の都合に合わせて気軽に相談できるよう、工夫されています。

### **(2) 地域子育て支援センター**

保育所や幼稚園に設置されています。相談指導や情報提供、子育てサークルの育成・支援などを行っています。また、子育て講座なども開催しています。相談内容は幅広く、保護者の不安を受けとめた上で、上記の「子育て相談」を紹介することもあります。

### **(3) ピアサポート**

ピア（peer）という言葉は仲間という意味で、ピアサポートは親同士の支援制度です。「専門職者に聞きに行くほどの問題ではないが、親仲間だったら気楽に質問できる」ということで、重要な子育て支援制度の一つとなっています。

#### 参考文献

- ・ 住田正樹・中田周作 父親の育児態度と母親の育児不安 九州大学大学院教育学研究紀要, 1999, 第2号, 19-38